

重要事項説明書

特定非営利活動法人ステップバイステップ・相談支援事業所ピースバイピース 「指定計画相談支援」「指定障害児相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、障害者総合福祉法及び社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	3
4. 営業時間	3
5. 職員の体制	3
6. 職員の職務内容	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
8. サービスの利用に関する留意事項	5
9. 利用者の記録や情報の管理、開示について	6
10. 損害賠償保険への加入	6
11. 地域における連携体制について	7
12. 苦情等の受付について	7

特定非営利活動法人 ステップバイステップ
(事業所名) 相談支援事業所 ピースバイピース
当事業所は特定相談支援事業者の指定を受けています。
(天草市指令 第 8 3 4 号) 指定特定相談支援事業所
(天草市指令 第 8 3 5 号) 指定障害児相談支援事業所

1. 事業者

名 称	特定非営利活動法人 ステップバイステップ
所在地	熊本県天草市中央新町 13 番 12 号
電話番号	0 9 6 9 - 2 2 - 6 5 0 7
代表者氏名	理事長 佐々木 靖
設立年月	平成 1 6 年 5 月 1 1 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所・平成 25 年 3 月 1 日指定 4333000570 号 指定障害児相談支援事業所・平成 25 年 3 月 1 日指定 4373000084 号
事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な計画相談を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者総合福祉法に基づく指定計画相談支援サービス、および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援サービスを適切に提供する
事業所の名称	相談支援事業所 ピースバイピース
事業所の所在地	熊本県天草市中央新町 6 番 13 号
電話番号	0 9 6 9 - 6 6 - 9 8 1 9
FAX 番号	0 9 6 9 - 6 6 - 9 8 2 3
管理者氏名	(職名) 管理者 木場 紀代子 (兼務)
事業所の運営方針について	①利用者が自立した日常生活または、社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉・就労支援・教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という）が多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 ②運営に当たっては、市町・障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善・開発に努める。 ③利用者等の意思お飛び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、計画作成対象者等に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公生中立に行う。
開設年月	平成 2 5 年 3 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	記載事項なし

3. 事業実施地域

熊本県天草市全域、上天草市全域、天草郡苓北町全域

4. 営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 9時～18時、（土・日・祝日を除く）
サービス提供時間帯	月～金 9時～18時（土・日・祝日及び8月13～15日、12月29日～1月3日を除く）

※営業時間：上記営業時間外においても当相談支援事業所は24時間相談の体制を整備し、且つ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しています。（営業時間外は社用携帯電話に転送されます）

5. 職員の体制

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者	1名	0名	0.2名	1名	事業所の管理運営
相談支援専門員	3名	0名	2名	1名	特定相談支援 障害児相談支援

※当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者・相談支援専門員	従業者及び業務の管理 サービス利用計画の作成等、相談支援業務
相談支援専門員	サービス利用計画の作成等、相談支援業務

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービス内容

①サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

＜サービス等利用計画の作成の流れ＞

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

②サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者総合福祉法第五条二十二項に規定する厚生労働省令及び児童福祉法で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。

⑤④で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

⑥支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

- ・ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

（２）利用料金

①サービス利用料金

指定計画相談支援サービス、及び指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。）

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

③利用料金のお支払い方法

前記②の費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|------------------------------------|
| ア．窓口での現金支払 |
| イ．下記指定口座への振り込み |
| 肥後銀行 天草支店 普通預金 1 6 7 4 9 3 4 |
| 天草信用金庫中央支店 普通預金 1 0 9 7 4 5 3 |
| ウ．金融機関口座からの自動引き落とし |
| ご利用できる金融機関：肥後銀行、天草信用金庫 |

８．サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

※ 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

閲覧・複写の受付	9：00～16：00
----------	------------

10. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険㈱			
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険			
補償の概要	人格権侵害	1,000万円	事故対応費用	500万円
	経済的損害	100万円		
	対人見舞費用保障	死亡 100千円	後遺障害	3～100千円
		入院 10～50千円	治療	5～30千円

11. 地域における連携体制について

当事業所は地域生活拠点として登録し、以下の機能を保有します。

- (1) 相談：通常時の相談体制の確保や、障がい者の特性に起因して生じた緊急事態等に必要な相談支援を行う機能。
- (2) 専門的人材の確保・養成：専門的な対応の体制確保や専門的な人材の養成を行う機能。
- (3) 地域の体制作り：地域の様々なニーズに対応できるサービス体制の確保や地域の社会資源の連動体制の構築等を行う機能。

※以上のことを基として当該事業所と「相談支援事業所なごみ」間で相談支援事業所を一体的に管理運営していきます。（総称：マール）

12. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関する相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞ [職名] 管理者 木場 紀代子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～16：00

＜苦情解決責任者 [職名] 理事長 佐々木 靖＞

(2) 行政機関その他苦情受付機関

天草市役所 上天草市役所 苓北町役	各市役所・町役場 障害福祉課若しくは、障害福祉係
熊本県社会福祉協議会 運営適正化委員会	住所 熊本市中央区南千反畑町3-7 電話番号 096-324-5454 FAX 096-355-5440

令和 年 月 日

指定計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 木場 紀代子

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第28号（平成24年3月13日）第5条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。また、利用者個人及び家族に関し、当事業所の相談支援専門員が、関係機関から情報の提供を受けることに同意します

記

1 使用する目的

事業者が、指定計画相談支援・指定障害児相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うケアマネジメント、及びサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ・ 認定調査票、主治医意見書、障害程度区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

相談支援事業所ピースバイピース 管理者 木場 紀代子 宛

利用者

<氏名> _____ 印

<住所> _____

代理人

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<続柄> _____